

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730085

研究課題名（和文） グループ内取引と少数株主の保護

研究課題名（英文） Intra-group Transactions and the Protection of Minority Shareholders' Interests

研究代表者

清水 円香（SHIMIZU MADOKA）

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：50452800

研究成果の概要（和文）：

グループ内取引を決定・遂行した取締役の責任の判断基準を検討するに際しては、(A) グループ構成会社の利害関係者の保護の要請と (B) グループ全体の利益を追求する実務上の要請との調整が問題となる。フランスの判例法理は、①個別の取引につき厳密な条件の公正性を要求せず、グループ政策に着目して取締役の責任の有無を判断することで前記(B)に配慮する点、および、②グループ政策・グループ内取引に対する監督の充実度、会社の財務能力、および当事者間の関係を審査することで前記(A)に配慮する点で日本法の参考となる。

研究成果の概要（英文）：

This study discusses how to reconcile the company law rule that obliges directors to pursue solely the interest of the company that he or she represents, with the practice that directors often pursue the interest of a group of companies as a whole, in the context of an intra-group transaction. Researches of French law in this study have the following implications regarding Japanese law: (1) Courts ought to base their rulings on group policy rather than individual transactions. (2) Although it is difficult for courts to evaluate a group policy and decide whether a transaction provides advantages to individual companies, it is useful for them to estimate the relationship between the companies involved in the transaction and evaluate the financial capacity of the company that is disadvantaged by the transaction.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：取締役の義務・責任、企業グループ、企業結合

## 1. 研究開始当初の背景

日本においては、平成14年より商法典中の会社に関する規律の抜本的見直しが行なわれ、平成17年に会社法典が成立した。その際、企業結合関係の形成を容易にするための

規律の見直しはなされたが、企業結合関係形成後の親子会社関係の規律については、基本的には対処がなされず、今後の課題として積み残された。親子会社関係の規律を検討するに際しては、企業グループ全体の企業価値の

最大化をめざす経営により、その利益が害されるおそれのある関係者（子会社の少数株主や債権者など）の保護の要請と、グループ全体の利益を追求する実務・グループ経営の効率化への配慮の要請との調整が課題となる。そこで、本研究では、今後の課題とされてきた親子会社関係の規律のうち、上記のような調整が必要となる典型的な状況として、グループ構成会社間で取引をなす場面を取り上げ、取締役の義務・責任の捉え方につき、検討を行うこととした。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、グループ内取引において、子会社利害関係者の保護とグループ利益を追求する実務上の要請の双方に配慮する観点から、グループ全体の利益のために個別会社を犠牲にするグループ内取引が、どのような要件の下で正当化するか（グループ利益を追求した取締役の責任を否定するか）を明らかにすることにある。

この点について、従来の研究では、米国法を参照し、親子会社間の取引は、独立当事者間基準に従わなければならないとする提案や、支配会社が従属会社に対して不利益な指図等を行った場合、当該事業年度内に従属会社の損失を補償することを要求するドイツの事実上のコンツェルン規制を参照した提案がなされてきたが、このようにグループ内取引の条件を厳密に規律する方法では、グループ全体の利益を追求する実務上の要請への配慮に限界が生ずる。このため、取引条件の規律ではなく、契約上の保護措置により利害関係者の保護を図るドイツの契約コンツェルン規制を参照する研究もなされたが、これは、ドイツで税法上の誘因により普及していた機関契約を背景としており、そうした慣行がない日本ではうまく機能しないと指摘される。そこで、本研究は、これまで提案されてきたとは異なる解決の選択肢を得ることを求めて、フランス法を参照した。

## 3. 研究の方法

本研究は、比較法という手法により、わが国の現行法の対処法を相対化するとともに、外国法の対処法から示唆を得、それを基にわが国法制への提案を行った。

2で述べたように、本研究は、フランス法を比較の対象とした。フランス法を参照するのは、次の理由による。すなわち、第一に、フランス法は、大陸法系に属する点、および、ドイツ法のようなコンツェルン法を有しない点で、日本法と共通しており、日本の現行法を相対化するための比較対象として適切であると考えられるためである。第二に、EUにおいて、一九九八年以降、Rozenblum原則と呼ばれるフランスの判例法理を参照す

る議論が展開されているためである。これは、主にドイツのコンツェルン法を参考としたECの第九指令案が、他の加盟国に受け入れられず、実現されなかったという経験を経て、各国の結合企業法制を再度比較検討した結果到達した議論である。この経緯を考慮すると、フランス法の検討は、ドイツ法の問題点の解決策を提供し、日本法における議論にもヒントをもたらすことが期待される。第三に、Rozenblum原則を参照したEUの議論は、既に、日本のドイツ法研究者にも注目され、検討がなされている。しかし、フランス本国において、この原則がどのように解釈・評価されているのか、日本では詳細な調査はなされていない。同原則が日本法にも参考となるかを検討するためには、フランスにおける議論を調査する必要がある。

フランス法の情報は、主に、文献、インターネット、および専門家へのインタビューによって取得した。

## 4. 研究成果

### (1) 研究成果

#### ①フランス法の議論状況

フランスにおいて、個別会社とその利害関係者の利益の保護の要請と、グループ経営の現実への配慮の要請の対立は、「会社財産濫用罪」との関係において活発に議論されている。会社財産濫用罪とは、取締役が、①悪意により、②会社の利益に反して、③自己のために、または、自己が直接もしくは間接に利害関係を有する会社の利益を図るために会社財産を利用した場合、罰金・禁固刑に処せられるというものである（商法L二四二 - 六条三号）。グループ経営においては、グループ全体の利益を考慮して、同一グループ内の他社の利益のために、会社財産が利用されることがある。このような会社財産の利用は、会社に損失をもたらす（要件②）、多くの場合取締役は自社の利益を犠牲にし、グループ全体の利益を図ることを認識しており（要件①）、さらに、取締役はグループ全体の成功に利害関係を有する（要件③）ため、会社財産濫用罪の構成要件を充足すると解されている。このことから、一九五〇年代前半の下級審裁判例には、取締役が、会社による同一グループ内の他社への貸付を決定したことにつき、グループ内取引であることを一切考慮せずに会社財産濫用罪の成立を認めたものがある。このような考え方は、経済社会では通常のグループ経営を原因として取締役の刑事責任を発生させるおそれがあるため、経済上正当なグループ利益追求を会社財産濫用罪の対象から除外する必要が学説により指摘された。

この問題を解決するために、最高裁判所は、グループ内取引であることを正当化事由（fait justificatif、日本法の違法性阻却

事由に相当する)として犯罪の成立を否定するという判例法理を確立させた。これによると、次の要件を充たす場合には、取締役のグループ利益追求行為に正当化事由が認められ、会社財産濫用罪が成立しないとされる。すなわち、当該行為が、①グループ全体のために策定された政策に鑑みて評価される、グループ全体の経済的、社会的、または財政的利益のためのものであること、②代償を欠かず、もしくは関係会社の各負担間の均衡を崩さないこと、かつ、③負担を引き受ける会社の財政能力を超えないことである。この原則は、「Rozenblum 原則」と呼ばれる。

Rozenblum 原則は、会社財産濫用罪という刑事責任との関係で展開されてきたものである。これに対して、本研究は、取締役の会社に対する義務と民事責任を対象としており、刑事法に関する原則を参考とすることは適切でないとも思われる。会社法の事例を扱う破産院商事部は、Rozenblum 原則の要件の充足により、取締役の会社に対する責任等の民事責任までが否定されるのかについて、立場を明らかにしていない。これに対し、学説では、同原則は民事責任にも転用可能との見解が少なくない。もっとも、民事責任にも転用可能とする理論的根拠については、詳細な議論はなされていない。これは、フランス法では、刑事の規制範囲と民事の規制範囲が連動するという考え方がなされる傾向があることが原因となっている。その背景には、フランス法独特の刑事法に対する考え方や付帯私訴制度がある。本研究では、Rozenblum 原則は民事責任にも転用可能との理解が学説では少なくないこと、EUで民事責任との関係でも同原則を参照した議論がなされていることを考慮し、同原則には取締役の民事責任との関係でも参考となる部分がありうることを前提として検討を進めた。

Rozenblum 原則において、まず注目したいのは、要件②である。この要件は、取引当事者の一方が不利益を被る場合、その損失が何らかの形で補填されることを要求するものである。学説によると、損失を補填する利益は、当該取引から発生する利益でなくとも良く、また、グループへの所属自体から生ずる数値化困難な利益、例えば、グループが有する販路を利用できること、グループへの信頼を享受できること等でも良いと解される。このように、Rozenblum 原則は、会社の不利益が補償されることを条件として取引を正当化する点で、ドイツの事実上のコンツェルン規制における不利益補償制度と共通する。他方で、次のような相違点も存在する。まず、ドイツの不利益補償制度においては、従属会社の損失は、個別具体的な利益により補填されなければならないが、コンツェルンへの帰属自体によるプラスの効果は損失を正当化しな

い。これに対して、Rozenblum 原則は、個別の取引を離れ、グループ全体に視野を広げて代償の存在・負担間の均衡を判断する。そして学説によると、グループへの帰属から得られる利益による補償も認められる。次に、ドイツ法では、不利益補償は原則として同一事業年度内になされることが要求される(株式法三一条二項)。これに対して、Rozenblum 原則は補償に時間的制限を付さない。

このように Rozenblum 原則は、不利益補償について柔軟な対応をなし、個別会社やその利害関係者の利益の保護について、不利益補償は必ずしも大きな役割を果たすわけではない。そうすると、同原則が、これらの者の利益をどのように保護しようとしているのが問題となる。そこで、次に検討したいのが、他の要件である。

Rozenblum 原則が示す三要件の前提としてまず、「企業グループ」が存在していなければならない。判例によると、次のような形で結びつけられた会社集団が「グループ」に該当するとされる。第一に、取引当事者が「財政上の関係」を有している場合である。例えば、株式保有による出資関係が存在する場合には、財政上の関係が認められると判断されている。第二に、当事者間に「活動の相補性」が存在する場合である。例えば、取引当事者が同一公共事業に従事する場合や、その目的とする事業が関連する場合に活動の相補性が認められている。当事者間にこのような関係が認められる場合、相手方に有利な取引は、負担を引き受ける会社にとっても長期的に見れば利益をもたらす可能性が高いといえる。

また、要件①によると、グループ全体のために策定された政策の存在が要求される。判例によると、グループ利益追求の許容の前提となるのに十分なグループ政策とは、一貫性を有し、取締役の行為に先行して完成しており、かつ、関係するグループ構成会社の取締役会または株主総会の決議を経たものでなければならないとされる。Rozenblum 原則は、不利益補償について、対象となる利益を緩やかに理解し、期限を設けないが、実際は、グループ政策によって、補償可能な利益が限定され、補償期限が決定されることになる。

さらに、当該取引が、負担を引き受ける会社の財政能力を超えないことが要求される(要件③)。個別会社にその財政能力を超える負担を強いて、その存続を危険にさらす場合、その会社財産の利用は、長期的に見ても当該会社の利益につながらない。したがって、この場合には、会社の利益保護を目的とする会社財産濫用罪の規制が復活するのである。Rozenblum 原則は、取当事者間に株式保有関係があることを、取締役の責任を否定する方向に働く要素として考慮する。しかし、一方

が他方の株式の多くを保有し、両会社間に支配従属関係が認められる場合、支配会社が従属会社株主総会で従属会社を犠牲にし、自己の利益を図る政策を決定するおそれも生ずる。これらの問題は、Rozenblum原則の外で対処されている。第一に、フランス法は、多数決濫用の法理という判例法理を用いて、従属会社少数株主の保護を図る。同法理は、会社全体の利益に反し、かつ、少数派構成員を犠牲にして多数派構成員を優遇することを唯一の目的とする決議が可決された場合、次の救済措置をとるというものである。すなわち、決議を無効とすること、少数派株主に損害賠償請求を認めること、または、会社を解散することである。従属会社の株主総会で、支配会社により、従属会社少数株主を犠牲にし支配会社の利益のみを図る内容のグループ政策が承認された場合、多数決濫用に該当しうるので、少数株主はこの法理により救済される可能性がある。第二に、フランス商法は、取締役・会社間の自己取引規整を、会社とその支配会社（商法L二三三-三条）との取引にも適用する（同L二二五-三八条一項）。これにより、支配・従属会社間の取引には、取締役会の事前の承認、および、支配会社を除いた株主総会の事後の承認が要求される（同L二二五-四二条一項）。株主総会には、取引に関する情報が記載された会計監査役の報告書が提供される（同L二二五-四〇条三項）。承認のない取引により会社に損害が生じた場合、取引に利害関係を有する者と取締役は責任を負う（同L二二五-四一条一項）。この制度により、支配会社との取引に関する情報が株主に開示され、取引が適切でないと判断した株主は、承認を拒絶し、損害賠償を求めることが可能となる。

## ②日本法への示唆

フランス法の検討から、ドイツの契約コンツェルン規制以外にも、取引条件や不利益補償について厳格な規律をせず、他の方法で個別会社とその利害関係者の利益を保護するという解決方法が存在することが明らかとなった。

Rozenblum原則において重要な役割を果たすのは、「グループ政策」である。グループ全体の利益のために会社の利益を犠牲にすることが必要な場合もあり、その場合でも後に当該会社に利益が循環してくることもあること、ある取引で不利な取扱いを受ける代わりに、別の取引で優遇されていることもあることに配慮すると、個別の取引が一方に不利益をもたらすというだけで、それを是正させることは必ずしも適切でなく、グループ全体の目標の中での当該取引の位置づけや、グループ内での複数の取引を考察の対象とし、会社の利益と損失を長期的に把握する必要がある。しかし、その際、どの期間内のどこま

での取引を利益と不利益の通算の対象としてよいか問題となる。そこで、Rozenblum原則は、グループ政策の存在を要求し、利益と不利益の通算の対象となる取引の範囲と期間の枠を定め、数値化困難なグループ利益を理由として通例的な条件よりも一方当事者に不利な取引をなす事情を明らかにしようとする。個別の取引のみを対象とするのではなく、グループ政策に着目する考え方は、日本法にも参考となる。

Rozenblum原則は、不利益補償について緩やかな取扱いをなす代わりに、個別会社の利益の保護のため、第一に、相手方に有利な取引が、長期的には負担を引き受ける会社にとっても利益となるような関係が当事者間に存在することを要求する。この点は、関連会社への金融支援に関する日本の下級審裁判例の考え方と共通する。ここでは、自社の利益のために行動する取締役の義務と、グループ全体の利益を考慮することの必要性との調整が、会社の利益を長期的に把握すること、および、経営判断原則により、取締役の行為の合理性を通常の実業人の視点を基準に判断することにより実現されている。その前提として、当事者間に「企業グループ」を構成していると評価しうることが存在することが要求されている。裁判所は、株式保有関係がある場合、事業内容が関連する場合、または、外部からグループ企業とみられていた場合には、被支援会社に対する金融支援は、支援会社の利益のために行われたものと理解する。

第二に、グループ利益のための会社の犠牲を、会社の財政能力の範囲内に限定する。日本の裁判例にも、グループ内の他社への金融支援は、支援会社の「特段の負担とならない限度」において許されるとするものがあり、この点も日本の裁判例とフランス法は類似する。以上の共通点を考慮すると、グループ関係の要件と財政能力の要件を駆使して会社の利益を保護する考え方は、日本の裁判所にも馴染み易いものと考えられる。

第三に、グループ政策について各会社の取締役会または株主総会の承認を要求する。支配・従属会社間の取引には、これに加えて、商法上、個々の取引について取締役会・株主総会の承認が要求される。この点は、日本法と異なる。日本法は、会社の長期的利益のためにグループ利益を追求することを、基本的には取締役の裁量の範囲に属すると解し、特別な手続を経ることを要求していない。しかし、グループ内取引では、親会社が影響力を行使し、子会社取締役に適切な判断を期待することが難しい場合もありうる。これに配慮すると、グループ内取引に対する監督を充実させることは有益である。フランス法はその役割を取締役会・株主総会に委ねる。しかし、

親会社からの独立性の乏しい取締役会に、親会社の影響力から会社を保護する役割を期待することは難しいとも考えられる。Rozenblum 原則は、政策を承認する株主総会から親会社の議決権を排除しないが、多数決濫用法理と併せて考えると、グループ政策を株主総会の決議事項とすることには、グループ政策が株主に開示され、異議を出す機会が少数株主に与えられるという意味が認められる。株主総会の承認をグループ政策の正当化の基礎とする場合、総会において、グループ政策に組み込まれる取引の内容、条件や時期等の具体的な事項を開示することが必要となるが、企業秘密に該当しうるグループ政策を株主総会に事前に公開することが適切でない場合も考えられる。このように、Rozenblum 原則の考え方を参照する場合、グループ政策に対する監督をどのような機関に委ねるのが適切か、検討が必要となる。

### (2) 得られた成果の位置づけとインパクト

従来は、(特に子会社の)利害関係者保護の観点から、親子会社間の取引につき、条件の厳格に規律する法制が提案されてきたが、これでは、グループ経営の現実に配慮することが困難となるという問題があった。このような状況の下、本研究は、個別のグループ内取引の条件を厳格に規律せず、他の方法により利害関係者の保護を図る規律もあり得ることを明らかにした。

現在進展している法制審議会会社法制部会における議論においては、子会社と利益相反取引をなし、子会社に不利益を発生させた親会社に、子会社に対する損害賠償責任を課す制度の創設が提案されている。そこでは、子会社に不利益が生じたか否かを判断するに際し、「当該取引の条件に関する検討及び交渉の態様」のほか、「子会社と親会社等の間における当該取引以外の取引の条件」および「子会社が当該企業集団に属することによって享受する利益」を考慮することとされている(法制審議会会社法制部会第20回会議(平成24年5月16日)部会資料23参照)。

### (3) 今後の展望

前述の法制審議会の提案のように、親会社が子会社の利益を犠牲にする取引をなした場合、親会社が子会社に対する責任を負うという規律を創設する場合には、それと引き換えに、親会社の利益を追求し子会社の利益を犠牲にする取引に応じた子会社取締役の責任をより緩やかに理解することも考えられる。したがって、フランス法を参考にして、グループ利益・親会社の利益を追求した子会社取締役の責任をどこまで否定することができるかを判断するためには、フランスにおいて、子会社の利益を犠牲にした親会社の責任が

どのように取り扱われているかを明らかにすることも必要となる。この点については、科学研究費(若手研究B)(課題番号:24730090)の助成のもと、平成24年度より研究を開始している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

- ① 清水円香「グループ利益の追求と取締役の義務・責任(二・完)」法政研究78巻1号49-123頁(2011年)
- ② 清水円香「グループ利益の追求と取締役の義務・責任」、私法73号、216-223頁(2011年)
- ③ 清水円香「グループ利益の追求と取締役の義務・責任(一)」法政研究77巻3号443-499頁(2010年)、

[学会発表](計1件)

- ① 発表者名：清水円香  
発表表題：「グループ利益の追求と取締役の義務・責任」  
学会名：日本私法学会  
発表年月日：2010年10月10日  
発表場所：北海道大学(北海道)

[図書](計0件)

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

[その他]

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

清水 円香 (SHIMIZU MADOKA)  
立命館大学・法学部・准教授  
研究者番号：50452800